

# 自分や親の生家に移り住むときの リフォームの支援

## ■ 上越市定住促進生家等利活用補助金

### 【受付期間・予算額】

令和6年度の内容は、広報上越4月号及び4月1日以降に市ホームページでお知らせします。

### 参考：令和5年度の補助制度の内容

#### 【対象となる方】・・・下記の事項にすべて該当する方

- ・申請日からさかのぼって1年以内に生家等に転居または市外から移住してきた方
- ・改修した生家等に10年以上定住する意思のある方 など

#### 【対象となるリフォーム工事】・・・施工業者に発注して行う下記リフォーム工事

- (1) 住宅の一部の改築又は増築工事
- (2) 外壁工事、耐震補強工事その他の住宅の耐久性を高める工事
- (3) バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の住宅の安全上又は防災上必要な工事
- (4) システムキッチン、床暖房等の設置工事その他の住宅の居住性を良好にするための工事
- (5) ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事その他の住宅の衛生上必要な工事 など

※『設計や外構工事に要する経費』、『家電製品、家具等の購入に要する経費』は対象になりません。

#### 【補助額】・・・下記項目ごとの補助金額を合計した額（最大165万円）

項 目	補助金額（上限）
対象となるリフォーム工事に要する経費の1/3	50万円
県外から市内に移住してこられた世帯 (①)	10万円
高校生以下のお子さんがある世帯、又は妊娠中の方がいる世帯 (②)	10万円
市が定める誘導重点区域（高田・直江津のまちなか）に移住してこられた世帯	10万円
市が定める誘導重点区域に移住し行う下水道の接続工事に要する経費の1/3	30万円
①、②に該当する方は、上記補助額の合計額の1/2を加算	55万円

## 〔空き家に関する他の支援制度〕

### 空き家活用のための家財道具等処分費補助金

空き家の売買に合わせて家財道具等を処分する人に補助金を交付します。

#### ◆対象物件

➢空き家情報バンクに登録（予定含む）された空き家

#### ◆対象者・・・次のいずれかに該当する人

- 対象物件を購入する県外からの転入者
- 対象物件を県外からの転入者に売却する人

#### ◆補助額

➢空き家の家財道具などを業者に委託し搬出処分した費用の2分の1（上限10万円）

### 空き家情報バンク制度

上越市 空き家情報バンク

市のホームページに、「売りたい・貸したい」空き家の情報を掲載し、「買いたい・借りたい」人、または定住したい人に紹介しています。バンクへの登録を希望される方は、まずは「無料相談会」にご参加ください。

#### ◆無料相談会（事前予約制）

➢とき・ところ・・・時間は午後1時～5時

毎月第2火曜日 建築住宅課（木田庁舎3F）

毎月第3土曜日 全日本不動産協会 上越事務所（栄町2）

毎月第4火曜日 宅建会館（春日野1-3-19）

### 空き家等及び特定空き家等除却費補助金

空き家等及び特定空き家等を除却する人に補助金を交付します。

#### ◆対象物件

- 空き家等・・・除却後の跡地を、地域活性化に向け10年以上計画的に利用するために除却する空き家等
- 特定空き家等・・・倒壊など保安上著しく危険となるおそれのあるものと市が認定した空き家等

#### ◆対象者

- 空き家等・・・どなたでも
- 特定空き家等・・・低所得者層世帯

#### ◆補助額

➢除却費用の1/2（上限50万円） ※資格を有する業者の施工に限ります。

# 落雪式や耐雪式の住宅の整備の支援

## ■ 上越市克雪すまいづくり支援事業補助金

### 【受付期間・予算額】

令和6年度の内容は、広報上越4月号及び4月1日以降に市ホームページでお知らせします。

- ※ 予算額に達ししだい受付は終了。
- ※ 4月以降に契約した工事が対象です。
- ※ 着工前に申請が必要です。交付決定されるまでは着工できません。

参考：令和5年度の補助制度の内容

### 【補助対象地域】

大潟区、頸城区を除く市内全域

### 【補助対象住宅】

専用住宅または併用住宅（共同住宅及び貸家は除く）の新築・増改築・改良または建売の克雪住宅を購入する場合で、次の要件を満たす住宅が対象となります。

※ 車庫などの住宅ではない建物は対象とはなりません。

方式	要件
融雪式	屋根に熱エネルギーの利用による融雪措置（地下水の開放利用を伴うものは除く。）を講じ、積雪荷重に対し安全である住宅。
耐雪式	2.0m以上の積雪荷重に対し安全な構造を有する住宅。 ※ 構造計算書等で確認できるもの。 積雪荷重：積雪の単位荷重を積雪量1cmごと1㎡に29.4ニュートン以上として計算
落雪式	屋根勾配が25度（4寸5分）以上で、ステンレス鋼板やフッ素樹脂塗装鋼板などの滑雪能力のある屋根材料を使用した住宅又は強制落雪装置を有した住宅で、敷地内で落雪させた雪を処理できる住宅。（地下水の開放利用により屋根雪又は落雪させた雪を消雪するものは除く。）
高床・落雪式	落雪住宅のうち、床下部分を鉄骨または鉄筋コンクリート造とし、床下が1.5m以上の住宅。ただし、床下部分に居室があるものは除く。

### 【補助対象工事費】

克雪化工事に要する工事費（一般住宅を克雪化住宅にした場合の増額工事費分）

### 【補助額】

方式等	要件	
融雪式	要援護世帯	補助対象工事費×0.220（千円未満切り捨て）、上限55万円
	上記以外の世帯	補助対象工事費×0.176（千円未満切り捨て）、上限44万円
耐雪式、落雪式、高床・落雪式	要援護世帯	補助対象工事費×0.176（千円未満切り捨て）、上限44万円
	上記以外の世帯	補助対象工事費×0.132（千円未満切り捨て）、上限33万円

《問合せ》上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係（電話 025-520-5786）

# 木造住宅を耐震化するための支援

木造住宅の耐震化に向け、無料耐震診断の実施や耐震改修等を行う人に補助金を交付します。

## 【受付期間・予算額】

令和6年度の内容は、広報上越4月号及び3月25日以降に市のホームページでお知らせします。

予定：令和6年度の補助制度の内容（※補助額や件数等変更する場合があります）

《① 木造住宅の耐震診断》 ◎耐震診断員を派遣し、費用の全額を補助します。

## 【募集件数】

80件（多数の場合は抽選）

## 【対象住宅】

市内に所在するもので、下記の事項にすべて該当する住宅

建築時期	・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
建築物	・木造一戸建ての個人住宅で、自ら所有（共有）し、居住している建物 ※併用住宅の場合は、延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。 ・構造は木造軸組工法 ※ツーバイフォー、丸太組、プレハブ工法等及び特殊工法は対象外です。
規模	・階数は2階建て以下

## 【対象者】

- ・これまでに上越市の耐震診断の支援を受けていないこと。
- ・市税を完納している人

《②～⑤ 木造住宅の耐震改修等》 ◎耐震改修等に必要な経費の一部を補助します。

交付メニュー	対象住宅	①耐震診断の活用	補助額	件数
②木造住宅耐震改修工事費の補助 （全体改修）	住宅全体を総合評点が1.0以上となる耐震改修を行う住宅	○	改修費の5分の4 （上限120万円）	10件
③木造住宅段階的耐震改修 工事費の補助（段階的改修） ※1階部分のみの改修	高齢者等居住住宅で総合評点が1.0以上となる1階の耐震改修を行う住宅（2階は次年度以降に耐震改修を行う）	○	改修費の5分の4 （上限70万円） （次年度以降の2回目：上限50万円）	10件
④耐震シェルター・ 耐震ベッド設置費の補助 （公的機関が認めた工法に限る）	耐震改修を行わない高齢者等居住住宅	○	設置費の2分の1 （上限30万円）	5件
⑥木造住宅除却費の補助	昭和56年5月以前に着工され、耐震性が不足している住宅 （住替え先が上越市内に限る）	△	除却費の100分の23 （上限30万円）	10件

## 【対象者】

- ・上記のいずれかの工事を行う住宅を所有し、及び当該住宅に自ら居住している人
- ・これまでに上越市の耐震改修等の支援を受けていないこと。
- ・市税を完納している人

《問合せ》上越市都市整備部 建築住宅課 指導係（電話 025-520-5783）

# お住まいの住宅のリフォームの支援

## ■ 上越市住宅リフォーム促進事業補助金

【受付期間等】令和6年能登半島地震にかかる上越市被災者住宅修理支援事業の受付を、2月20日から開始しています。令和6年度上越市住宅リフォーム促進事業の内容については、3月9日現在実施時期等は未定です。決まりしだい上越市のホームページ等でお知らせしますのでお待ちください。

※ 受付期間中の合計申請額が予算額を超えた場合は、抽選で交付者を決定します。

※ 契約前に申請が必要です。交付決定されるまでは契約できません。なお、申請後、早期に契約し、工事に着手したい場合は、事前着手届を申請書に添付して申請することで、申請書提出後に契約し、工事に着手することができます。(ただし、補助要件を備えていない場合や抽選となり落選した場合は、補助金は交付されません。)

### 参考：令和5年度の補助制度の内容

	補助対象条件・補助内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されており、次の条件を全て満たす人<ol style="list-style-type: none"><li>① 市税の滞納がない人</li><li>② リフォーム工事を行う住宅において設置義務となる箇所に住宅用火災警報器を設置している人</li><li>③ 公共下水道等が供用開始されている区域の住宅については、申請時に公共下水道などに接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人またはこの事業の補助対象工事で接続する人</li></ol></li><li>・定住のために空き住宅をリフォームする人(市外在住者を含む)で、上記①～③の条件を満たす人</li></ul>
対象外	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和3年度及び令和4年度に補助金の交付を受けた住宅は対象となりません</li></ul>
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己が居住している市内の持ち家住宅など</li><li>・個人が定住を目的として再生する市内の空き住宅</li></ul>
対象工事	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事費が10万円以上(消費税込み)で下記に該当する工事<ol style="list-style-type: none"><li>① 屋根・外壁の葺き替え・張り替え・塗装工事</li><li>② シャッター・サッシ・ベランダ・風除室などの設置・交換工事</li><li>③ 部屋・床板・内壁・天井・ドア・手すり・畳など内装の改修工事</li><li>④ システムキッチン・ユニットバス・給湯器・便器・照明など設備の改修工事</li><li>⑤ 住宅用の附属家(物置・車庫)の改修工事</li><li>⑥ 増築・改築工事</li><li>⑦ 下水道つなぎ込み工事</li><li>⑧ 塀・門の造り替え工事、道路から玄関までのスロープ工事・舗装の新設・改修工事</li></ol></li></ul>
対象となる施工業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・施工業者は市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限る (ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームする場合は、その事業者も可能)</li></ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象工事費の20%(1,000円未満の端数は切り捨て)で、15万円が上限</li></ul>

《問合せ》上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係 (電話 025-520-5786)

# 屋根雪下ろし時の転落防止のための 命綱固定金具等の設置の支援

## ■ 上越市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金

雪下ろしを事業者等に依頼する場合、高さが2メートル以上の高所作業時においては、墜落制止用器具の使用が事業者に義務付けられています（労働安全衛生規則）。

### 【受付期間・予算額】

令和6年度の内容は、広報上越4月号及び4月1日以降に市ホームページでお知らせします。

※ 契約・着工前に申請が必要です。交付決定されるまでは契約・着工できません。

参考：令和5年度の補助制度の内容

### 【補助対象地域】

市内全域

### 【補助対象住宅】

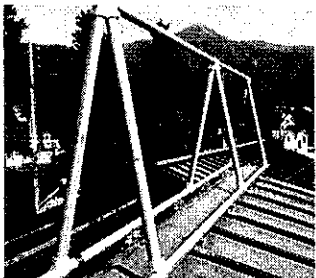

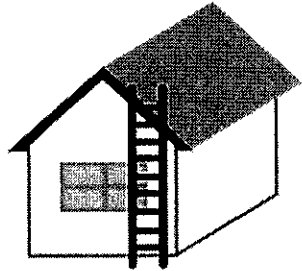
市内にある自己の居住または所有する一戸建ての住宅（併用住宅含む）及び住宅と一体となって使用する附属屋（カーポート含む）で、高さが2メートル以上のもの。

※本市に住民登録のない人が所有する市内の空き家等についても補助の対象となります。

※新築住宅等を含みます。

### 【補助対象工事】

高さ2メートル以上の屋根部分の全てに、転落防止を目的とした次のいずれかの設備を設置または取り替える工事

①命綱固定アンカー	②転落防止柵	③固定式昇降用はしご
 <p>背の低いタイプやワイヤー型などもあります。</p>	 <p>既存の雪止めアングルに容易に固定でき、雪庇防止効果もあります。</p>	 <p>左記の①または②が既に設置してある場合または同時に設置する場合に補助対象となります。</p>

### 【補助額】

世帯区分	補助率	上限額
要援護世帯（高齢者・身体／精神障害者・ひとり親世帯等）	2 / 3	1棟あたり10万円
上記以外の世帯	1 / 2	1棟あたり10万円

※1つの建物について、交付申請は1回限りです。

《問合せ》上越市都市整備部 建築住宅課 住宅対策係（電話 025-520-5786）